

周南市立徳山駅前図書館条例制定について

周南市立徳山駅前図書館条例を次のように定める。

平成28年2月24日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市立徳山駅前図書館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、周南市立図書館条例（平成15年周南市条例第102号）第2条の表に規定する周南市立徳山駅前図書館（以下「徳山駅前図書館」という。）の管理の特例について、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 徳山駅前図書館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館法（昭和25年法律第118号）第3条の規定により実施する事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

(休館日)

第3条 徳山駅前図書館の休館日は、設けないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第4条 徳山駅前図書館の開館時間は、午前9時30分から午後10時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(指定管理者による管理)

第5条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定す

るもの（以下「指定管理者」という。）に、徳山駅前図書館の管理を行わせるものとする。

（指定管理者の業務）

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- （1） 第2条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- （2） 徳山駅前図書館の利用に関する業務
- （3） 徳山駅前図書館の施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- （4） 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

（使用の許可）

第7条 指定管理者は、あらかじめ教育委員会の許可（法第238条の4第7項の規定による許可をいう。）を受けて、徳山駅前図書館の一部を使用することができる。

これを変更しようとするときも同様とする。

2 前項の指定管理者の使用の際の使用料は、周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例（平成15年周南市条例第56号）の規定の例により算定した額とする。

（教育委員会による直営）

第8条 教育委員会は、必要があると認めるときは、自ら徳山駅前図書館を管理することができる。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から2年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行の日前においても、指定管理者の指定の手続その他の準備行為は、行うことができる。